

ソフトウェア使用許諾契約（パソコンサービスソフト）

改定日：2020年4月1日水曜日

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
第14条（契約内容の変更） 乙が必要と判断した場合には、乙は、甲に対して乙のウェブサイト上で変更内容を告知することにより、本契約内容を変更することができるものとします。甲は、変更内容に同意しない場合には、その旨を乙に通知するものとします。乙は、変更日から7日以内に甲から変更不同意の旨の通知を受領しない場合には、甲が変更内容に同意したものとみなします。また、変更不同意の通知があった場合には、乙は、甲に対して事前に通知することなく、本利用契約を解約することができるものとします。	第14条（契約内容の変更） <u>民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、乙は、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、本契約の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。</u>